

報告第18号

令和4年度決算に基づくうるま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づくうるま市健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人



令和4年度決算に基づくうるま市健全化判断比率及び資金不足比率報告書

1 健全化判断比率 (単位：%)

| 実質赤字比率       | 連結実質赤字比率     | 実質公債費比率       | 将来負担比率       |
|--------------|--------------|---------------|--------------|
| —<br>(11.80) | —<br>(16.80) | 6.3<br>(25.0) | —<br>(350.0) |

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」にて記載する。
- (2) 早期健全化基準を括弧内に記載する。

2 資金不足比率 (単位：%)

| 会計名          | 資金不足比率      |
|--------------|-------------|
| 水道事業会計       | —<br>(20.0) |
| 下水道事業会計      | —<br>(20.0) |
| 農業集落排水事業特別会計 | —<br>(20.0) |

備考

- (1) 資金不足額がない場合は、「—」にて記載する。
- (2) 経営健全化基準を括弧内に記載する。



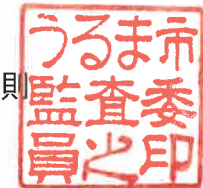
う監 第 132004号  
令和 5年 8月 10日

うるま市長 中村 正人 様

うるま市監査委員 沢 紙 孝 盛



うるま市監査委員 豊 濱 光 則



令和4年度うるま市健全化判断比率及び資金不足比率に対する  
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度うるま市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

## 令和4年度 うるま市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

### 第1 審査の概要

#### 1. 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類。

#### 2. 審査の期間

令和5年7月26日～令和5年8月10日

#### 3. 審査の方法

うるま市監査基準(令和3年監査委員告示第7号)に準拠して、証憑突合、分析等、必要と認める審査手続きを実施した。ただし、重要な数値に限定し審査を行っている。

### 第2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率は、前記の方法により審査した限りにおいて、いずれも関係法令等に準拠して作成され、算定は適正であると認められた。

#### 1. 健全化判断比率

(単位：%)

| 健全化判断比率    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 早期健全化基準 |
|------------|-------|-------|-------|---------|
| ① 実質赤字比率   | -     | -     | -     | 11.80   |
| ② 連結実質赤字比率 | -     | -     | -     | 16.80   |
| ③ 実質公債費比率  | 6.7   | 6.5   | 6.3   | 25.0    |
| ④ 将来負担比率   | -     | -     | -     | 350.0   |

※実質赤字比率、連結実質赤字比率の「-」は赤字額がないことを表す

※将来負担比率の「-」は将来負担額を充当可能金額が上回っていることを表す

#### 2. 資金不足比率

(単位：%)

| 資金不足比率       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 経営健全化基準 |
|--------------|-------|-------|-------|---------|
| 水道事業会計       | -     | -     | -     | 20.0    |
| 下水道事業会計      | -     | -     | -     | 20.0    |
| 農業集落排水事業特別会計 | -     | -     | -     | 20.0    |

※「-」は資金に不足額がないことを表す

### 第3 審査の意見

#### 1. 総合意見

令和4年度の健全化判断比率については、全ての指標において早期健全化基準を下回っており良好な状態を示している。しかしながら、これらの指標は、今後、多額の財政負担が見込まれる公共施設の老朽化による更新や維持管理費用等、将来的に必要な経費は算入されていないことに留意する必要がある。また、未だ影響が残る新型コロナウイルス感染症や近年の物価高騰による市民生活への影響等により市の財源確保が厳しい中、社会保障費等も増加傾向にあることから、引き続き効率的な財政運営に努められたい。

令和4年度の資金不足比率については、3事業会計において資金不足は発生していないため算出されていない。しかし、農業集落排水事業特別会計は一般会計からの法定外繰入金により黒字化していること、水道事業会計及び下水道事業会計は将来的に施設更新に必要な費用面で厳しい経営状況が予測されることから、今後も効率的な事業運営に努められたい。

#### 2. 個別意見

##### (1)健全化判断比率

###### ① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計の実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。令和4年度の実質赤字比率は△11.41%で、該当なし(「—」と表記)となる。また、早期健全化基準の11.80%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

###### ② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の連結実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。令和4年度の連結実質赤字比率は△23.54%で、該当なし(「—」と表記)となる。また、早期健全化基準の16.80%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

###### ③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、元利償還金及び準元利償還金の合計額を標準財政規模(ただし、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除)で除した比率で、3

カ年平均により算出される。令和4年度の実質公債費比率は 6.3%で、前年度に比べ 0.2 ポイント改善した。早期健全化基準の 25.0%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

#### ④ 将来負担比率について

将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債を標準財政規模(ただし、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除)で除した比率である。

令和4年度の将来負担比率は、充当可能額が将来負担額を上回ったことにより将来負担比率は△11.1%(「-」と表記)で、前年度に比べ 3.5 ポイント改善した。早期健全化基準の 350.0%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

### (2) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業等における資金不足額を事業規模(料金収入)で除した比率である。

#### ① 水道事業会計

令和 4 年度決算では資金不足は生じておらず、資金不足比率は、算出されていない。

#### ② 下水道事業会計

令和 4 年度決算では資金不足は生じておらず、資金不足比率は、算出されていない。

#### ③ 農業集落排水事業特別会計

令和 4 年度決算では資金不足は生じておらず、資金不足比率は、算出されていない。

報告第19号

うるま市教育委員会事務点検・評価の報告について（令和4年度事業対象）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、「うるま市教育委員会事務点検・評価の報告について（令和4年度事業対象）」を別紙のとおり報告する。

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人



令和5年度  
うるま市教育委員会事務点検・評価報告書  
(令和4年度事業対象)

令和5年8月  
うるま市教育委員会

令和5年度うるま市教育委員会事務点検・評価報告書(令和4年度事業対象)

目次

|   |                                  |   |
|---|----------------------------------|---|
| 1 | うるま市教育委員会事務点検・評価について             | 1 |
| 2 | 令和4年度実施事業分 教育委員会事務点検・評価事業一覧(別紙1) | 2 |
| 3 | 評価基準(別紙2)                        | 3 |
| 4 | うるま市教育委員会事務点検・評価報告一覧(令和4年度事業対象)  | 4 |

| No. | 事業名                     | 担当部署名        | ページ |
|-----|-------------------------|--------------|-----|
| 1   | 城前小学校校舎増改築事業            | 教育施設課        | 4   |
| 2   | うるままるごと文化祭・音楽祭          | 生涯学習文化振興センター | 5   |
| 3   | 勝連城跡整備事業                | 文化財課         | 6   |
| 4   | 石川図書館・歴史民俗資料館非常用発電機復旧事業 | 図書館          | 7   |
| 5   | 小学校机・椅子等更新事業            | 学務課          | 8   |
| 6   | ICTを活用した特色ある学校づくり事業     | 学校教育課        | 9   |
| 7   | 作業療法士巡回相談事業             | 学校教育課        | 10  |
| 8   | スポーツ力向上促進事業             | 学校教育課        | 11  |
| 9   | 若者居場所運営支援事業             | 教育支援センター     | 12  |
| 10  | 教育相談事業                  | 教育支援センター     | 13  |
| 11  | 石川・第二調理場整備事業            | 学校給食センター     | 14  |

# 1 うるま市教育委員会事務点検・評価について

## 1. 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」とあります。

うるま市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに市民に対する説明責任を果たすため、令和4年度に実施したうるま市教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、教育に関して学識経験を有する方々の知見を活用して点検及び評価を行い、「うるま市教育委員会事務点検・評価報告書」を作成しました。

## 2. 点検・評価の対象事業

点検・評価は、うるま市総合計画の施策体系に基づいて、令和4年度に実施した教育委員会所管の165事業の中から、実施計画採択事業である11事業を対象に実施しました。内訳は、社会教育部4事業・学校教育部7事業となっております。

対象事業は、別紙1のとおりです。

## 3. 点検・評価の方法と結果

点検評価にあたっては、担当部署において、事業ごとにマネジメントシートを作成し、評価項目である「目的妥当性評価」、「有効性評価」、「効率性評価」、「公平性評価」の4項目について、「適切」であるか「見直す余地がある」かについて自ら「内部評価」を行い、今後の方向性を検討しました。

評価基準は、別紙2のとおりです。

その後、外部評価委員3名による、各課ヒアリング及びまとめを7月24日から8月1日の期間で実施し、客観的な評価・意見を集約した「外部評価」を頂いた上で、「教育委員会事務点検・評価報告書」としてまとめました。

点検・評価の結果は、うるま市教育委員会事務点検・評価報告一覧(令和4年度事業対象)のとおりです。

## 2 令和4年度実施事業分 教育委員会事務点検・評価事業一覧

| 部 名                          | 課 名          | No. | 評価対象事務事業名               | 総合計画施策の基本方針   |
|------------------------------|--------------|-----|-------------------------|---|
| 社会<br>教育部<br><br>(4課<br>4事業) | 教育施設課        | 1   | 城前小学校校舎増改築事業            | 5-2(学校教育施設の充実)<br>児童生徒が安全・安心で良好な環境の中で学ぶことができるよう、学校における施設・設備の適切な維持管理や計画的な改修・改築を行います。   |
|                              | 生涯学習文化振興センター | 2   | うるままるごと文化祭・音楽祭          | 5-6(文化・芸術の振興)<br>市民が優れた文化・芸術に親しみ、触れる機会を充実させることにより、教養や感性を深め、多様な価値観が尊重されることにより心豊かな社会形成を目指します。また、長い年月をかけて今に受け継がれてきた伝統芸能の保存・継承及び地域文化の振興を図ります。           |
|                              | 文化財課         | 3   | 勝連城跡整備事業                | 5-7(文化財の保存・活用の推進)<br>文化財を次世代へ継承するため、企画展示・体験学習・各種イベントなどの機会を通して市民の文化財に対する意識や関心を高め、文化財の保存・活用を推進し、郷土に愛着と誇りの持てるまちづくりを目指します。                              |
|                              | 図書館          | 4   | 石川図書館・歴史民俗資料館非常用発電機復旧事業 | 5-4(生涯学習の充実)<br>市民それぞれのライフステージやライフスタイルに応じ、生涯にわたって生きがいを持てるように、生涯学習活動機会を提供し、生涯学習・社会教育環境の充実を目指します。   |
| 学校<br>教育部<br><br>(4課<br>7事業) | 学務課          | 5   | 小学校机・椅子等更新事業            | 5-2(学校教育施設の充実)<br>児童生徒が安全・安心で良好な環境の中で学ぶことができるよう、学校における施設・設備の適切な維持管理や計画的な改修・改築を行います。   |
|                              | 学校教育課        | 6   | ICTを活用した特色ある学校づくり事業     | 横断施策(島しょ地域の振興)<br>離島の地理的及び自然的特性を生かし、多様な主体による交流促進や地域活性化につながる取組みを推進するとともに、豊かな自然環境を保全し、多様な文化を継承することを通し、島しょ地域の住民と移住者に島への愛着や誇りを醸成します。                    |
|                              | 学校教育課        | 7   | 作業療法士巡回相談事業             | 5-1(生きる力を育む学校教育の充実)<br>豊かな心とたくましい体、望ましい生活習慣や食習慣等を育み、予測困難な社会の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と柔軟な思考力を身に付け、すべての人の個性を認め合い、協働して新たな価値を見出していこうとする姿勢を身に付けた国際性に富む子どもを育成します。 |
|                              | 学校教育課        | 8   | スポーツ力向上促進事業             | 5-1(生きる力を育む学校教育の充実)<br>豊かな心とたくましい体、望ましい生活習慣や食習慣等を育み、予測困難な社会の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と柔軟な思考力を身に付け、すべての人の個性を認め合い、協働して新たな価値を見出していこうとする姿勢を身に付けた国際性に富む子どもを育成します。 |
|                              | 教育支援センター     | 9   | 若者居場所運営支援事業             | 5-3(青少年健全育成の推進)<br>学校・家庭・地域社会が連携して、青少年の健全育成に地域ぐるみで関わり、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに成長できるまちを目指します。   |
|                              | 教育支援センター     | 10  | 教育相談事業                  | 5-1(生きる力を育む学校教育の充実)<br>豊かな心とたくましい体、望ましい生活習慣や食習慣等を育み、予測困難な社会の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と柔軟な思考力を身に付け、すべての人の個性を認め合い、協働して新たな価値を見出していこうとする姿勢を身に付けた国際性に富む子どもを育成します。 |
|                              | 学校給食センター     | 11  | 石川・第二調理場整備事業            | 5-2(学校教育施設の充実)<br>児童生徒が安全・安心で良好な環境の中で学ぶことができるよう、学校における施設・設備の適切な維持管理や計画的な改修・改築を行います。   |

※令和4年度行政組織改編により、教育部は社会教育部、指導部は学校教育部、学校施設課は教育施設課、指導課は学校教育課に名称変更。



#### 4 うるま市教育委員会事務点検・評価報告一覧（令和4年度事業対象）

事業名：城前小学校校舎増改築事業  
担当部署名：社会教育部 教育施設課

##### 事業概要

|      |            |   |
|------|------------|---|
| 目的   | 対象         | 老朽化した建物                                       |
|      | 意図<br>(成果) | 老朽化している建物を整備し、建物の健全化を図り、児童生徒へ安全・安心な教育環境を提供する。 |
| 活動内容 |            | ・校舎建設工事 ・防音工事                                 |

##### 評価

| 区分              | 評価基準                       | 内部評価            | 説明欄  | 外部評価 | 説明欄  |
|-----------------|----------------------------|-----------------|--|------|--|
| 目的<br>妥当性<br>評価 | ① 政策体系との<br>整合性            | 結びついている         | 学校施設の老朽化対策がされ、安全・安心・快適に学べる環境が確保されるので、基本施策（5-2 学校教育施設の充実）に結びついている。          | 適切   | 内部評価を認める<br>学校施設の老朽化に伴う本事業は、市の施策（5-2 学校教育施設の充実）に結びついている。学校施設の老朽化は学習環境に不安を与えかねない。   |
|                 | ② 対象・意図の<br>妥当性            | 妥当である           | 対象・意図共に妥当である。  | 適切   | 内部評価を認める<br>校舎の老朽化に伴う整備事業のため、対象・意図共に妥当である。   |
|                 | ③ 行政関与との<br>妥当性            | 妥当である           | 公立小中学校は、教育施設であることから行政で教育施設整備を行うのは妥当である。                                    | 適切   | 内部評価を認める<br>学校施設の老朽化対策は行政の役割であり妥当である。  |
| 有効性<br>評価       | ④ 目的の達成度                   | 達成している          | 令和4年度で校舎は完成した。次年度校舎周りの整備を終えれば事業は完了する。                                      | 適切   | 内部評価を認める<br>計画的に事業が推進されている。令和5年度の校舎回りの整備事業においても、児童の安全面に気を付けて着実に事業達成を目指していただきたい。  |
|                 | ⑤ 廃止・休止の<br>成果への影響         | 影響有             | 老朽化施設の整備事業を止めれば、建物のコンクリート剥離や落下などが多くなり、維持修繕での対応が難しい事象が出て、学習環境の悪化が懸念される。     | 適切   | 内部評価を認める<br>老朽化のための整備事業の為、廃止・休止は有効ではない。本事業が推進されないなら児童生徒が安全・安心な学習環境が確保できない。学習環境の悪化による児童生徒の学習意欲の低下が懸念される。  |
|                 | ⑥ 類似事業との<br>統廃合・連携<br>の可能性 | 統廃合・連携<br>ができない | 国庫補助金を活用し事業を推進している為、本事業について統廃合等は困難である。                                     | 適切   | 内部評価を認める<br>補助金活用事業のため、事業の統廃合は困難である。災害時の一時避難場所としての役割を持つことから、設計の段階で危機管理課との連携は図ってほしい。  |
| 効率性<br>評価       | ⑦ 事業費の<br>削減余地             | 削減余地がない         | 設計時に維持管理を含めたコスト低減となる様に床仕上げや間仕切り壁の仕様について検討済である。また昨今の資材単価高騰により、大幅な削減は期待できない。 | 適切   | 内部評価を認める<br>地域防災も念頭に置いて計画された学校施設整備の入札は、企業を選択する時点でコスト低減に努めているので、事業費の削減は期待できない。また昨今の資材高騰により事業削減は困難である。   |
|                 | ⑧ 人件費（延べ<br>業務時間）の<br>削減余地 | 削減余地がない         | 現在でも、実施設計や監理業務などは委託を活用しているので、大幅な削減は期待できない。                                 | 適切   | 内部評価を認める<br>設計や管理業務を委託しているため、大幅な人件費削減は困難である。   |
| 公平性<br>評価       | ⑨ 受益機会・<br>費用負担の<br>適正化余地  | 公平・公正である        | 公立小中学校施設整備での受益者負担等は公平・公正の適正化になじまない。  | 適切   | 内部評価を認める<br>老朽化した公立小中学校施設整備事業や校舎の増改築事業は、学校教育施設の整備・充実に基づくので受益機会・費用負担の適正化になじまない。   |
| 今後の<br>方向性      | 改革改善の内容<br>と効果見込み          | 現状維持            | 令和5年度に屋外環境整備工事を行い全ての事業が完了予定。   | 適切   | 内部評価を認める<br>事業完了に向け事業を推進し、児童生徒・教師の教育環境を整え、安全・安心に教育活動が行えるよう努めていただきたい。立地条件を鑑み、災害時の一時避難場所としての役割を持つことから、設計の段階で危機管理課との連携は図ってほしい。また、今後の整備事業の参考にして頂きたいがプロジェクターの投射には寿命がありオーバーコストになる可能性がある。初期投資の段階で電子黒板の設置を行えば、ランニングコストもなく、IT事業との連携も可能なため、電子黒板の設置が有効であり、維持管理しやすいと考える。 |

#### 4 うるま市教育委員会事務点検・評価報告一覧（令和4年度事業対象）

事業名：うるままるごと文化祭・音楽祭

担当部署名：社会教育部 生涯学習文化振興センター

#### 事業概要

|      |   |   |
|------|---|---|
| 目的   | 対象                                      | ①市民 ②観光客  |
|      | 意図(成果)                                  | ①野外音楽フェスティバルを楽しみ活気がある ②うるま市を知ってもらう ③優れた芸術（音楽）に触れあう<br>④市内において文化芸能活動を担っている団体等の出演の機会を造成する |
| 活動内容 | うるままるごと文化祭・音楽祭（野外音楽フェスティバル）の開催を業者へ委託し実施 |   |

#### 評価

| 区分              | 評価基準               | 内部評価                     | 説明欄   | 外部評価 | 説明欄   |
|-----------------|--------------------|--------------------------|---|------|---|
| 目的<br>妥当性<br>評価 | ① 政策体系との整合性        | 結びついている                  | 市民文化活動を推進し文化芸術に親しむ機会を提供おり、市の施策（5-6 文化・芸術の振興）に結びつく。  | 適切   | 内部評価を認める<br>市民に文化芸術に親しむ機会を提供しており、市の施策に結びついている。また市内において活動を行っている団体、アーティストに出演の機会を与え、音楽業界へ活力を与えた意義は大きい。                                 |
|                 | ② 対象・意図の妥当性        | 妥当である                    | 対象・意図ともに妥当である。  | 適切   | 内部評価を認める<br>コロナ禍の中、音楽の力で市民へ活力を与えた意味は大きく、妥当である。情報発信を市のホームページ・広報誌・SNSで行い全市民を対象としている。  |
|                 | ③ 行政関与の妥当性         | 妥当である                    | より多くの市民に優れた芸術（音楽）に親しんでもらうよう、無料で音楽イベントを開催するには行政の関与が必要である。また音楽の魅力を発信する事により対象地域の活性化にもつながる。市内にて文化伝統芸能を担っている団体等の出演機会の造成にも寄与する。 | 適切   | 内部評価を認める<br>無料でこれだけ大きな音楽イベントを開催するには、行政関与が不可欠である。市内外からの観客も誘致できており、うるま市のアピールや地域の活性化にもつながっている。今後の地域活性化も踏まえ、商工会、企業等とも連携し規模を拡大しても良いと考える。 |
| 有効性<br>評価       | ④ 目的の達成度           | 達成している                   | これまで石川地区での野外音楽フェスティバルは実施しなかったこともあり、市民の反応は概ね好意的であった。音楽活動の活発な石川地区であることから、継続して実施できれば地域の活性化にもつながると考えられる。                      | 適切   | 内部評価を認める<br>公共施設を有効活用した音楽イベントの実施により、優れた音楽に触れあうことができている。石川地区で開催したことは大きな意味を持ち、発展を続ける石川地区に多大な影響を与えたイベントであった。                           |
|                 | ⑤ 廃止・休止の成果への影響     | 影響有                      | 無料で優れた芸術（音楽）に親しむ機会が減る。  | 適切   | 内部評価を認める<br>芸術（音楽）に親しめる機会の提供は必要であり、市民からの反応は好意的であるため、継続実施が望まれる。また地域活性化、音楽業界の活動支援も担う事業であり、廃止・休止の理由がない。                                |
|                 | ⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 | 統廃合・連携ができない              | 事業自体は成功に終わり、経済産業部へ移行した。野外での音楽フェスティバルに特化した事業であることから、類似の事業がなく統廃合・連携ができない。   | 適切   | 内部評価を認める<br>県内で活躍するアーティスト支援の、野外フェスの特色を生かした特化した事業であり、他に類似事業はなく内部評価は妥当である。  |
| 効率性<br>評価       | ⑦ 事業費の削減余地         | 削減余地がある                  | 開催規模や日数によっては事業費削減の可能性はある。また、今後、野外音楽フェスティバルとしての認知度が上がり、実績を積んで行ければ、市の単独事業ではなく民間との共同開催、また、企業等との資金造成を検討することで事業費削減が可能である。      | 適切   | 内部評価を認める<br>企業等との資金造成、共同開催等の工夫により、事業費削減余地はある。野外音楽フェスティバル開催後、市民から継続実施の要望もあり、次年度も同規模以上の開催を望む。   |
|                 | ⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 | 削減余地がある                  | 事業が回数を重ね、軌道に乗れば、委託業者のみで実施は可能であると考える。  | 適切   | 内部評価を認める<br>現在は行政単独開催の為、人件費削減は最大限執行していると考えが、野外音楽フェスティバルの認知度が上がり、企業からの資金造成等があれば削減も可能である。削減された人件費（延べ業務時間）で、安全面の配慮を強化して欲しい。            |
| 公平性<br>評価       | ⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地  | 公平・公正である                 | 入場制限もなく、入場料も無料のイベントであることから公平・公正であると考えられる。   | 適切   | 内部評価を認める<br>入場無料を市民に周知したイベントで公平・公正であり、来場者から喜ばれるイベントであった。  |
| 今後の<br>方向性      | 改革改善の内容と効果見込み      | 完了<br>民間委託<br>正職員以外の職員対応 | 今後の開催については、時期や回数、出演者などを検討すれば事業費の削減につながる。経済産業部へ事業を移行し、教育委員会としては事業を完了した。  | 適切   | 内部評価を認める<br>経済産業部に移行し、教育委員会としては完了した事業であるが、これまでのノウハウを連携して事業を継続成功させ、活力あるうるま市になるよう努めてほしい。来年は誰が来るだろうと大きな期待感のあるイベントであり拡充・拡大を望む。          |

## 4 うるま市教育委員会事務点検・評価報告一覧（令和4年度事業対象）

事業名：勝連城跡整備事業  
 担当部署名：社会教育部 文化財課

### 事業概要

|      |                          |   |
|------|--------------------------|---|
| 目的   | 対象                       | 勝連城跡の整備が進む  |
|      | 意図(成果)                   | 入域エリアの拡大や発掘調査資料の公開展示等による新たな情報発信を行うことで誘客につながり、入場者数が増加する。 |
| 活動内容 | ・西原御門周辺整備工事    ・東の曲輪遺構調査 |   |

### 評価

| 区分              | 評価基準               | 内部評価                   | 説明欄  | 外部評価 | 説明欄  |
|-----------------|--------------------|------------------------|--|------|--|
| 目的<br>妥当性<br>評価 | ① 政策体系との整合性        | 結びついている                | 勝連城跡の保護・整備を推進することで、勝連城跡が地域のシンボルとして位置づけられ、住民の歴史学習へ寄与するとともに、郷土への愛着と誇りを持つことが出来るため、総合計画（5-7 文化財の保存・活用の推進）と結びつく。  | 適切   | 内部評価を認める<br>うるま市総合計画5-7 文化財の保護・活用の推進に結びついている。  |
|                 | ② 対象・意図の妥当性        | 妥当である                  | 国史跡指定地の整備であるため、対象は妥当である。また入場者数の増加は、文化財に対する意識や関心を高める事につながり、意図も妥当である。  | 適切   | 内部評価を認める<br>地域の勝連城跡は世界文化遺産として認知され、国内外から観光客が訪れるので、次世代に文化財を継承するためにも整備事業は必要である。           |
|                 | ③ 行政関与の妥当性         | 妥当である                  | 国指定史跡である勝連城跡は、市民のみではなく、国民の財産である。その保護・活用を推進するうえで、民間主導ではなく、行政が実施しなければならない。                                     | 適切   | 内部評価を認める<br>国指定史跡の事業のため、史跡が所在する市が行う事が望ましい。   |
| 有効性<br>評価       | ④ 目的の達成度           | 達成している                 | 令和4年度も計画どおり達成。史跡指定地内においても東の曲輪等の未整備エリアがあり、文化財的価値の新たな創出が期待できる。   | 適切   | 内部評価を認める<br>順調に整備が進んでおり、整備されたエリアは観光の誘客につながっている。東の曲輪整備にも期待したい。                          |
|                 | ⑤ 廃止・休止の成果への影響     | 影響有                    | 国指定史跡、世界遺産が所在するという市民の誇りの喪失と、市の観光資源としての受益機会の喪失につながり、大きな損失になることが考えられる。   | 適切   | 内部評価を認める<br>世界遺産である勝連城跡を保護し活用できるよう整備事業を継続するべきである。                                      |
|                 | ⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 | 既に統廃合・連携しており、これ以上はできない | 既にプロジェクト推進2課(企画部)や経済産業部等との連携した事業が展開しており、これ以上実施すると各事業が混在し、明確な目的が失われる。   | 適切   | 内部評価を認める<br>各課の連携事業は大切である。主となる勝連城跡周辺の整備事業として、継続して取り組むべきである。                            |
| 効率性<br>評価       | ⑦ 事業費の削減余地         | 削減余地がない                | 整備工事や設計業務は、基本的に入札を実施しており、コストの削減につとめているため、削減の余地がない。   | 適切   | 内部評価を認める<br>整備事業の安全面を第一に考えたうえでのコスト削減に努めている。  |
|                 | ⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 | 削減余地がない                | すでに、委託業務や会計任用職員を雇用し、正職員の業務時間削減を図っているため、削減の余地がない。   | 適切   | 内部評価を認める<br>整備事業は、地域の雇用の場にもなっていて削減の余地はない。  |
| 公平性<br>評価       | ⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地  | 公平・公正である               | 市民及び観光客に広く利用してもらえるよう整備を行っているため、適正といえる。   | 適切   | 内部評価を認める<br>国・県・市の財源からの整備費用で実施していて、誰でも訪れる事ができる。  |
| 今後の方向性          | 改革改善の内容と効果見込み      | 現状維持                   | 勝連城跡単独の文化財的価値を表現するだけではなく、周辺文化財と一体的な価値表現を行うことで、うるま市の歴史文化の理解が深まるとともに、周遊性をもった来訪が可能になり、勝連城跡周辺に訪れる機会を生み出すことが見込める。 | 適切   | 内部評価を認める<br>勝連城跡、周辺地域を整備し情報発信をすることにより、市民や観光客の歴史的関心を深めることにつながり、うるま市のシンボルとして誇りをもつことができる。 |



#### 4 うるま市教育委員会事務点検・評価報告一覧（令和4年度事業対象）

事業名：石川図書館・歴史民俗資料館非常用発電機復旧事業

担当部署名：社会教育部 図書館

##### 事業概要

|      |                       |   |
|------|-----------------------|---|
| 目的   | 対象                    | 非常用発電機  |
|      | 意図(成果)                | 非常用発電機が復旧することで、災害発生時に作動することができ、施設利用者の安全を確保することができる。 |
| 活動内容 | 設計業務委託、復旧工事、工事監理委託の実施 |   |

##### 評価

| 区分              | 評価基準               | 内部評価                   | 説明欄   | 外部評価 | 説明欄  |
|-----------------|--------------------|------------------------|---|------|--|
| 目的<br>妥当性<br>評価 | ① 政策体系との整合性        | 結びついている                | 非常用発電機が確実に稼働することにより、市民が石川図書館・歴史民俗資料館を安全に利用することができ、生涯にわたって学習活動に取り組むことにつながるため、市の施策（5-4 生涯学習の充実）に結びつく。 | 適切   | 内部評価を認める<br><br>老朽化に伴う復旧作業事業である本事業を行うことにより、市民が安全に石川図書館・歴史民俗資料館を活用できるため、市の施策に結びつく。                                  |
|                 | ② 対象・意図の妥当性        | 妥当である                  | 対象・意図共に妥当である。   | 適切   | 内部評価を認める<br><br>生涯学習の場となる、公共施設である図書館・歴史民俗資料館の設備の復旧事業は妥当である。  |
|                 | ③ 行政関与の妥当性         | 妥当である                  | 石川図書館・歴史民俗資料館は公共施設であり、施設整備は市の責任において行わなければならない。  | 適切   | 内部評価を認める<br><br>公共施設の管理・整備は行政の役割なので妥当である。  |
| 有効性<br>評価       | ④ 目的の達成度           | 達成している                 | 改修を終えて事業は完了した。  | 適切   | 内部評価を認める<br><br>非常用発電機復旧事業が完了し、停電時や災害時の安全面が確保された。  |
|                 | ⑤ 廃止・休止の成果への影響     | 影響有                    | 事業を廃止等した場合、非常用発電機が作動しないままなので非常時の際、利用者や施設の被害が計り知れない。   | 適切   | 内部評価を認める<br><br>本事業は、生涯学習の場である資料館・図書館補修整備であり、行政の責任において行われるべきである。そのため、廃止・休止は施設被害拡大につながるおそれがある。                      |
|                 | ⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 | 既に統廃合・連携しており、これ以上はできない | 改修する機器を明確にしている為、類似事業はなく、公共施設整備は、市の責任において行わなければならない。事業の実施は建築工事課へ執行委任しているため、連携しながら行っている。              | 適切   | 内部評価を認める<br><br>市民の生涯学習の拠点として生涯学習・社会教育環境が充実できるように施設管理を連携している。特化した整備事業のため統廃合・連携は最善の形で執り行われている。                      |
| 効率性<br>評価       | ⑦ 事業費の削減余地         | 削減余地がない                | 設計業務委託で適正な新規発電機を決定し、地方自治法施行令、うるま市契約規則、その他関連法令、例規の規定に従い、競争入札、競争見積等の方法によりコストを削減している。                  | 適切   | 内部評価を認める<br><br>うるま市契約規則等において正確に本事業を執り行い、コスト削減に努めており、削減余地はない。  |
|                 | ⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 | 削減余地がない                | 公共施設に係る施設整備について市が整備を行うべきであり、委託・工事等入札を行い適正に業務を行っているため削減の余地はない。                                       | 適切   | 内部評価を認める<br><br>技術者である職員を配置し、うるま市契約規則等により正確に本事業を執り行い、コスト削減にも努めており、これ以上の削減余地はない。                                    |
| 公平性<br>評価       | ⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地  | 公平・公正である               | 公共施設の一般管理業務は、公平性の評価になじまないが、図書館や歴史民俗資料館の利用は全市民を対象としているので偏っていることはない。                                  | 適切   | 内部評価を認める<br><br>全市民対象の公共施設であるため、公平・公正である。  |
| 今後の<br>方向性      | 改革改善の内容と効果見込み      | 完了                     | 令和4年度に事業終了。   | 適切   | 内部評価を認める<br><br>本事業は終了しているが、今後は自己点検・メーカー・業者による保守点検等の維持管理は必要である。施設・機械等の耐用年数を想定して予算の見直しを立て、施設の整備に努め、生涯学習の充実を目指してほしい。 |

#### 4 うるま市教育委員会事務点検・評価報告一覧（令和4年度事業対象）

事業名：小学校机・椅子等更新事業  
 担当部署名：学校教育部 学務課

##### 事業概要

|      |            |  |
|------|------------|--|
| 目的   | 対象         | うるま市立小学校2年生及び5年生の児童が使用する机及び椅子            |
|      | 意図<br>(成果) | 老朽化した机及び椅子を新GIS規格（天板サイズが大きい）の机及び椅子に更新する。 |
| 活動内容 |            | 2年生及び5年生の児童生徒用机・椅子の更新                    |

##### 評価

| 区分                 | 評価基準                       | 内部評価            | 説明欄  | 外部評価 | 説明欄  |
|--------------------|----------------------------|-----------------|--|------|--|
| 目的<br>妥当性<br>評価    | ① 政策体系との<br>整合性            | 結びついている         | 事業を実施することにより、教育環境の整備・充実が図られる。市の施策（5-2 学校教育施設の充実）に結びつく。   | 適切   | 内部評価を認める<br>経年劣化による机椅子を入れ替えることによって、児童生徒が快適に学べる教育環境の整備・充実が図られており、市の施策に結びついている。  |
|                    | ② 対象・意図の<br>妥当性            | 妥当である           | 小学校1年生・6年生の机・椅子については令和2年度に更新済みであり、現在は2年生・5年生を更新している。3年生・4年生の机・椅子の状況・状態についても随時把握し、対象を広げること検討している。 | 適切   | 内部評価を認める<br>市内小学校の児童を対象として令和3年度より5年計画で天板の広い机・椅子に更新しており、内部評価を認める。   |
|                    | ③ 行政関与との<br>妥当性            | 妥当である           | うるま市立の小学校であるため、行政が実施することが妥当である。  | 適切   | 内部評価を認める<br>市内の公立学校は、行政が環境整備し充実させなければならない。市の施策（5-2 学校教育施設の充実）に結びついており、行政関与は妥当である。  |
| 有効性<br>評価          | ④ 目的の達成度                   | 達成している          | 更新できた机及び椅子は、対象の40%となっている。毎年度行う事で令和7年度で100%達成できる。   | 適切   | 内部評価を認める<br>令和3年度開始の本事業は、令和7年度の100%達成へ向け5年計画で推進され、本年度も計画的に推進されている。   |
|                    | ⑤ 廃止・休止の<br>成果への影響         | 影響有             | 老朽化した机・椅子を使用することで、洋服が破れることや、児童生徒が怪我をする危険性がある。傷や穴が空いている机では児童生徒が学習に集中できず、学習に影響をきたす可能性がある。          | 適切   | 内部評価を認める<br>老朽化した机イスを使用すると児童の怪我や事故につながる。また集中して学習することが困難な児童も増える。机・椅子の耐用年数を考え、定期的な入れ替えは必要である。  |
|                    | ⑥ 類似事業との<br>統廃合・連携<br>の可能性 | 統廃合・連携<br>ができない | 小学校管理費に備品購入費があるが、例年通りの予算枠であるため、大規模な机・椅子の更新は出来ない。   | 適切   | 内部評価を認める<br>予算が大きいため、公正・公平の観点からも学校教育部主導により事業展開することが望ましい。   |
| 効率性<br>評価          | ⑦ 事業費の<br>削減余地             | 削減余地がない         | これまで入札により調達単価を下げているため、これ以上のコスト削減はあまり期待できず、また近年は物価上昇や輸送コストの上昇で備品購入費自体の金額が上昇している傾向があるため難しい。        | 適切   | 内部評価を認める<br>児童生徒が使用するため安全面を第一に考え、物価上昇・輸送コストの上昇の中、事業費の削減は見込めない。   |
|                    | ⑧ 人件費（延べ<br>業務時間）<br>の削減余  | 削減余地がない         | 入札業務における業務は定例化しており、これ以上の削減は見込めない。  | 適切   | 内部評価を認める<br>入札業務にて選定しており、これ以上の削減余地はない。   |
| 公平性<br>評価          | ⑨ 受益機会・<br>費用負担の<br>適正化余地  | 公平・公正である        | 小学校2年生・5年生の在籍数の割合を基に購入数を決定しているため公平・公正であると考える。  | 適切   | 内部評価を認める<br>本事業は、市内全児童生徒への机・椅子の使用につながるため公平・公正である。  |
| 今後<br>の<br>方向<br>性 | 改革改善の内容<br>と効果見込み          | 現状維持            | 今後老朽化や規格外の机・椅子を全て更新していく。令和7年度で目標数全ての更新が完了する。机・椅子の納品が夏休み等、教員がゆとりをもって対応できる時期にできるよう入札時期の検討を図っていく。   | 適切   | 内部評価を認める<br>昨今のGIGAスクールスタートにおいて天板の広い机は必要であり、安全性の面以外でも本事業展開は適切である。目標数全てが更新されるよう事業を推進していただきたい。耐用年数が過ぎていても使える机や椅子があることから、廃棄するときの方法を工夫していただきたい。また机イスの搬入時期は長期休暇の夏休みを利用するとスムーズに作業が終わるのではないかと考える。 |

#### 4 うるま市教育委員会事務点検・評価報告一覧（令和4年度事業対象）

事業名：ICTを活用した特色ある学校づくり事業

担当部署名：学校教育課 学校教育課

#### 事業概要

|      |  |   |
|------|--|---|
| 目的   | 対象   | 彩橋小中学校、津堅小中学校、与勝第二中学校の児童生徒                  |
|      | 意図<br>(成果)   | ・児童生徒のライフスキル（生きる力）の向上<br>・学校の魅力化による児童生徒数の増加 |
| 活動内容 | ①地域課題に応じた学習プログラムの開発 ②課外活動（部活動）での実践 ③継続的な実施体制の構築<br>④情報発信（プロモーション／講演会等） |   |

#### 評価

| 区分              | 評価基準                       | 内部評価                                    | 説明欄   | 外部評価 | 説明欄   |
|-----------------|----------------------------|---|---|------|---|
| 目的<br>妥当性<br>評価 | ① 政策体系との<br>整合性            | 結びついている                                 | ICTを活用した特色ある学校づくりにより、児童生徒が増加して、島しょ地域への移住につながる。市の施策（分野横断 島しょ地域の振興）に結びつく。                                     | 適切   | 内部評価を認める<br>島しょ地域の振興につながる、ICTを活用して離島の特色を生かした事業となっているため、市の施策に結びついている。  |
|                 | ② 対象・意図の<br>妥当性            | 妥当である                                   | 対象、意図共に妥当である。   | 適切   | 内部評価を認める<br>小規模校を対象として、児童生徒に課外活動での実践等を行う事は適切である。  |
|                 | ③ 行政関与の<br>妥当性             | 妥当である                                   | 公立の小中学校の児童生徒数を増加させる目的のため行政が行う必要がある。   | 適切   | 内部評価を認める<br>島しょ地域の活性化や人口減少の抑制を図る本市独自の施策であるため妥当である。特色ある学校づくりから学びたい学校へ移行し、住みたい地域になり児童生徒数の増加につながり、今後の子どもたちのスキル向上も見込める。                                     |
| 有効性<br>評価       | ④ 目的の達成度                   | 達成している                                  | 事業を通し、引込み思案だった子ども達の意識が変革し、自発的に意見を言うようになっていく。自己肯定感の向上により自分に自信が持てるようになっていくと見込める。後輩たちもこの姿を見ることで、各校とも活気が始まっている。 | 適切   | 内部評価を認める<br>本事業を推進することにより、自分の考えや意見を主体的に捉え、情報発信する工夫をすることで、自己肯定感の向上につながっている。  |
|                 | ⑤ 廃止・休止の<br>成果への影響         | 影響有                                     | ようやく自分たちの地域に誇りを持ち、自己肯定感の向上が見られているため、事業を廃止した際には、以前のような状況に立ち戻るおそれがある。   | 適切   | 内部評価を認める<br>事業の廃止・休止は、児童生徒のモチベーション低下につながる。また、魅力ある学校の特色がなくなり、児童生徒数の減少し、島しょ地域の活性化につながらない。島しょ地域の振興・子育て世帯の移住を促進を念頭に置き、今後とも事業展開頂きたい。                         |
|                 | ⑥ 類似事業との<br>統廃合・連携<br>の可能性 | 連携ができる                                  | 事業内容の一部にキャリア教育に関連する内容を含んでいるため、キャリア教育との連携は可能性がある。その場合事業規模が拡大するため、慎重な検討が必要である。                                | 適切   | 内部評価を認める<br>児童生徒のライフスキルの向上を念頭に、民間のプログラム活用等、キャリア教育との連携の可能性もある。また、この部分の情報発信をすることにより人口増加につながる可能性もある。   |
| 効率性<br>評価       | ⑦ 事業費の<br>削減余地             | 削減余地がない                                 | 今後内容を拡充していく予定のため削減は見込めない。   | 適切   | 内部評価を認める<br>市の施策である「島しょ地域の振興」であり、本事を拡充すべきと考え、またデジタル化の時代における事業費は、整備・点検等もあり、拡充が望ましい。  |
|                 | ⑧ 人件費（延べ<br>業務時間）<br>の削減余地 | 削減余地がない                                 | 現状、人員が不足しているため事業費の削減は見込めない。   | 適切   | 内部評価を認める<br>現在N高校へも業務委託を行い、ある程度削減対策は取られている。今後の人材育成への投資を含めこれ以上の人件費削減の余地はない。関係団体との連携強化、整備・点検指導等もあり、拡充が望ましい。   |
| 公平性<br>評価       | ⑨ 受益機会・<br>費用負担の<br>適正化余地  | 公平・公正である                                | 事業の性質上、受益者負担を求める内容ではない。   | 適切   | 内部評価を認める<br>対象者が児童生徒の為、受益機会・費用負担はあてはまらず、公平・公正である。   |
| 今後の<br>方向性      | 改革改善の内容<br>と効果見込み          | ・事業連携<br>・目的（対象・意図）<br>再設定<br>・その他やり方改善 | 島しょ地域のみならず、うるま市全域に横展開することで市立校の児童生徒のライフスキルを醸成し、コミュニケーション能力や多様性の許容、自己肯定等、今後必須となる能力の向上やこれまでの課題の解決が図れる。         | 適切   | 内部評価を認める<br>本市全体の児童生徒がICTの活用ができるようスキルアップが求められており、今後うるま市全体へ事業展開を拡充したい意向は適切である。市内の児童生徒のライフスキルの向上のため、市内の小中学校において教員・児童生徒のオンラインでの交流が日常的に使用できるように横展開を推進してほしい。 |

#### 4 うるま市教育委員会事務点検・評価報告一覧（令和4年度事業対象）

事業名：作業療法士巡回相談事業  
 担当部署名：学校教育課 学校教育課

##### 事業概要

|  |        |  |
|--|--------|--|
| 目的   | 対象     | 学習面、生活面、対人・社会技能面で困り感のある児童・生徒及び保護者とその支援者等(教職員)  |
|  | 意図(成果) | 学習面、生活面、対人・社会技能面で困り感のある児童生徒の課題解決のために、作業療法士が関わり、当事者や保護者、教職員へ専門性を元にした支援、助言を行うことで児童生徒の学校生活への適応を目指す。 |
| 活動内容<br>①児童生徒に対する個別あるいは集団での療育的支援 ②支援方法や指導方法について困り感のある教職員への相談支援具体的方策の提示 ③児童生徒の生活、教育面で困り感のある保護者への相談支援・具体的方策の提示 |        |  |

##### 評価

| 区分              | 評価基準               | 内部評価        | 説明欄   | 外部評価 | 説明欄   |
|-----------------|--------------------|-------------|---|------|---|
| 目的<br>妥当性<br>評価 | ① 政策体系との整合性        | 結びついている     | 配慮を要する子とその親への相談事業は総合計画（5-1 生きる力を育む学校教育の充実）に結びついている。   | 適切   | 内部評価を認める<br>学習面、生活面、対人・社会技能面で困り感のある児童生徒、保護者、教師の相談に対応する事業であるため市の施策に結びついている。療育的支援・助言を行うため作業療法士の関わりは大切である。                                     |
|                 | ② 対象・意図の妥当性        | 妥当である       | 対象、意図共に妥当である。   | 適切   | 内部評価を認める<br>本事業は、困り感のある児童生徒及び保護者とその支援者を対象とした、作業療法士による療育的支援・助言であり、対象・意図共に妥当である。  |
|                 | ③ 行政関与の妥当性         | 妥当である       | 教育基本法第4条第2項で「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」とあり、行政で行うものである。 | 適切   | 内部評価を認める<br>教育基本法第4条第2項により行政関与は妥当であり、市内の児童生徒が平等に教育を受けられるように、特性を持った児童生徒に教育上必要な支援を行うのは行政の責務である。   |
| 有効性<br>評価       | ④ 目的の達成度           | 達成している      | 対象について全て状況は改善している。継続が必要である。   | 適切   | 内部評価を認める<br>個の特性に対して対応の仕方がそれぞれ違うので、専門的な知識のある作業療法士が巡回相談を行うことにより問題解決につながっている。支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、今後は作業療法士の育成にも目を向けるべきであり、人材確保、巡回回数増加に期待する。   |
|                 | ⑤ 廃止・休止の成果への影響     | 影響有         | 学校（通常学級）での個の特性に応じた対応の仕方への困り感が増し、特別支援学級対応が増す方向になる。   | 適切   | 内部評価を認める<br>支援を必要とする児童生徒は増加傾向にある。事業の廃止・休止をする事は、特性を持った児童生徒・保護者支援者にとって困り感が増し、学級崩壊や不登校につながりかねない。また本事業の、特性のある子への対応は、他の児童生徒への配慮にもつながっている。        |
|                 | ⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 | 統廃合・連携ができない | 特性のある子に応じた対応の仕方は専門的な支援が必要である。統廃合や連携はできない。   | 適切   | 内部評価を認める<br>特性のある児童生徒・保護者・支援者は専門的な医療支援やアドバイスを必要とし、作業療法士の専門的知識が必要であり、事業の統廃合は適さない。特性のある児童生徒の家庭が問題を抱えている場合は、福祉部と連携した対策が必要となる。                  |
| 効率性<br>評価       | ⑦ 事業費の削減余地         | 削減余地がない     | 巡回相談については専門性が高く、削減の余地がない。   | 適切   | 内部評価を認める<br>作業療法士による医療的な巡回相談は専門性が高いので事業費の削減余地はない。   |
|                 | ⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 | 削減余地がない     | 現状は、現在委託している事業所を頼らざるを得ない。   | 適切   | 内部評価を認める<br>委託事業であることから人件費削減の余地はない。今後は人材育成及び人材確保を行う「拡充施策」と考える。  |
| 公平性<br>評価       | ⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地  | 公平・公正である    | 本市の小中学校数、ニース件数に依れば妥当である。  | 適切   | 内部評価を認める<br>市内の小中学校の特性のある児童生徒に対しての必要な支援であり、公平性の評価は適切である。  |
| 今後の方向性          | 改革改善の内容と効果見込み      | 現状維持        | 今後は、通常学級の先生の特別支援教育に関する支援方法や指導方法、環境調整の仕方の研修を仕組んでいく必要がある。                                       | 適切   | 内部評価を認める<br>専門的知識を持った相談員の育成や教師が困り感のある児童生徒を理解して支援できるように支援環境を整えて行くことが学校教育の充実に必要である。特性のある児童生徒は増加傾向にあり、相談内容も複雑化しているため、巡回相談回数の増加、作業療法士の育成が求められる。 |

#### 4 うるま市教育委員会事務点検・評価報告一覧（令和4年度事業対象）

事業名：スポーツ力向上促進事業

担当部署名：学校教育課 学校教育課

##### 事業概要

|      |            |   |
|------|------------|---|
| 目的   | 対象         | 市内の中学生  |
|      | 意図<br>(成果) | 中学校部活動へのプロや専門指導者の配置による部活動の質の向上や、スポーツ啓蒙活動により運動意識が向上した状態。 |
| 活動内容 |            | ・中学校への専門指導者の配置      ・中学校を対象にしたスポーツ教室、講演会等の実施            |

##### 評価

| 区分                 | 評価基準                       | 内部評価            | 説明欄   | 外部評価 | 説明欄   |
|--------------------|----------------------------|-----------------|---|------|---|
| 目的<br>妥当性<br>評価    | ① 政策体系との<br>整合性            | 結びついている         | 運動能力の向上や運動習慣の定着を図るための<br>もので総合計画（5-1 生きる力を育む学校<br>教育の充実）と結びついている。                     | 適切   | 内部評価を認める<br>専門指導者の配置による部活動の質の向上や、スポーツ啓蒙活動による<br>運動意識の向上が図られていることから、市の施策に結びついている。<br>夢や希望を持ち部活動を楽しみ、生きる力を育む事につながる。   |
|                    | ② 対象・意図の<br>妥当性            | 妥当である           | 対象、意図共に妥当である。   | 適切   | 内部評価を認める<br>市内中学生を対象として部活動の資質向上を目的としているので妥当<br>である。   |
|                    | ③ 行政関与との<br>妥当性            | 妥当である           | 市の総合計画において運動能力の向上や運動<br>習慣の定着の必要性をうたっており、非営利の<br>事業であるため民間ではなく行政サービスとして<br>取り組む必要がある。 | 適切   | 内部評価を認める<br>運動能力や運動習慣は生涯スポーツや健康につながる。市の総合計<br>画にも結びついており、行政が関わることで学校教育の充実につながり<br>生きる力を育む。プロスポーツ選手からの指導は、夢や希望を与える事<br>業である。   |
| 有効性<br>評価          | ④ 目的の達成度                   | 達成している          | 現状、プロや専門指導者の指導により技術の向<br>上がみられる。全種目にはまだ展開できていない<br>ので今後、種目拡充の余地がある。                   | 適切   | 内部評価を認める<br>プロの指導により部活動への関心が高まり、技術のみならず多様な面<br>で相乗効果が期待できる。顧問制度だと専門外の部活を担当すること<br>もあり、技術向上まで求めることはできないが、専門指導者の配置により<br>結果に結びついている。  |
|                    | ⑤ 廃止・休止の<br>成果への影響         | 影響有             | 一流の専門的な指導を望む生徒への対応がで<br>きなくなる。また体験したことのない部活の顧問と<br>なった先生においては、サポートが受けなくなる。            | 適切   | 内部評価を認める<br>プロの指導者からの指導は夢や目標に関わり、部活動の活性化にもつ<br>ながる。部活動の専門指導者の配置は、教師の負担軽減・部活動顧<br>問の支援にもつながりメリットは大きい。内部評価は妥当で適切である。  |
|                    | ⑥ 類似事業との<br>統廃合・連携<br>の可能性 | 統廃合・連携<br>ができない | 類似の事業がないため。   | 適切   | 内部評価を認める<br>中学校の部活動はクラブチームや外部コーチ等に移行しつつあるが、<br>プロの指導者による部活指導は先行していて類似の事業はなく、統廃<br>合・連携は出来ない。  |
| 効率性<br>評価          | ⑦ 事業費の<br>削減余地             | 削減余地がない         | 市で任用又は適切な人材派遣を委託するこ<br>とが適切であり、現状でも人員が不足しているた<br>め事業費の削減は見込めない。                       | 適切   | 内部評価を認める<br>スポーツ促進事業はまだ道半ばで、うるま市出身の各ジャンルのプロア<br>スリートの受け皿として大きな可能性を秘める事業でもあり、削減余地<br>は無い。  |
|                    | ⑧ 人件費（延べ<br>業務時間）<br>の削減余地 | 削減余地がない         | 市で任用又は適切な人材派遣を委託するこ<br>とが適切であり、現状でも人員が不足しているた<br>め業務時間の削減は見込めない。                      | 適切   | 内部評価を認める<br>プロの指導者による部活動の指導は人材派遣を委託しているため人件<br>費や業務時間の削減余地はない。  |
| 公平性<br>評価          | ⑨ 受益機会・<br>費用負担の<br>適正化余地  | 公平・公正である        | 事業の性質上、受益者負担を求める内容では<br>ない。   | 適切   | 内部評価を認める<br>児童生徒の健全育成にも関わり、スポーツによる地域活性化につなが<br>っており、適切であり公正・公平に事業展開を行っている。運動能力や運<br>動習慣を向上させることは、学校教育の充実を図るための取り組みであ<br>る。  |
| 今後<br>の<br>方向<br>性 | 改革改善の内容<br>と効果見込み          | 現状維持            | 今後、プロや専門指導者による先生への指導方<br>法の指導を行えばさらなる部活動の質の向上が<br>期待できる。                              | 適切   | 内部評価を認める<br>プロの技術を目の当たりにすることや指導を受けることにより児童生徒へ<br>夢や希望、目標を与える事業であり継続を希望する。一方で、うるま市<br>出身のプロアスリートの雇用の受け皿として、行政管轄下の市委託職<br>員として採用し、専門指導者の配置や講演会等を独自で開催できる<br>仕組みづくりが必要であると考える。 |

## 4 うるま市教育委員会事務点検・評価報告一覧（令和4年度事業対象）

事業名：若者居場所運営支援事業

担当部署名：学校教育部 教育支援センター

### 事業概要

|      |  |  |
|------|--|--|
| 目的   | 対象   | 不登校等により進路未決定になりそうな中学3年生及び進路未決定になった既卒者（18歳まで）                               |
|      | 意図（成果）   | 居場所の設置により、学校への登校や進学、就職など自立に向けた、個々に応じた総合的な支援を行い、学校復帰や就労等の良好終結や他機関へ移行している状態。 |
| 活動内容 | 専門的な支援を行う若者の居場所を設置及び、家庭支援員を配置し、学校への登校や進学、就職など自立に向けた総合的な支援を行った。 |  |

### 評価

| 区分              | 評価基準               | 内部評価        | 説明欄   | 外部評価 | 説明欄   |
|-----------------|--------------------|-------------|---|------|---|
| 目的<br>妥当性<br>評価 | ① 政策体系との整合性        | 結びついている     | 進路未決定のまま卒業することはひきこもりの増長にもつながる。きめ細やかな支援・相談体制の充実を図る事は総合計画（5-3 青少年健全育成の推進）と結びつく。 | 適切   | 内部評価を認める<br>若者の居場所を設置することは、青少年健全育成支援体制の整備に努めており施策と結びついている。                                |
|                 | ② 対象・意図の妥当性        | 妥当である       | 不登校児童生徒は増加傾向にあり、進路未決定者の増加は予測できるため、引き続き事業を継続することは必要であり対象・意図ともに妥当である。           | 適切   | 内部評価を認める<br>うるま市の将来を担う若者達が進学や就労に希望をもって進路決定できるように事業の継続は必要である。                              |
|                 | ③ 行政関与の妥当性         | 妥当である       | 進路未決定者の多くは義務教育時代不登校状態にあり、放置するとそのままひきこもりに移行するおそれがあるため。                         | 適切   | 内部評価を認める<br>行政が不登校児童生徒の問題解決や、既卒生の進学支援、就労支援を行うことにより青少年健全育成・自立につながっている。                     |
| 有効性<br>評価       | ④ 目的の達成度           | 達成している      | ひきこもりになりそうな進路未決定者を早期に支援することにより、ひきこもりやニートにつながる若者を減らすことができています。                 | 適切   | 内部評価を認める<br>自立に向けた総合支援により、学校復帰・進路決定や就労につながっている。   |
|                 | ⑤ 廃止・休止の成果への影響     | 影響有         | ひきこもりやニートになる若者が増加するおそれがある。  | 適切   | 内部評価を認める<br>不登校児童生徒は増加傾向にあり、問題改善には地域とも連携した本事業が必要である。                                      |
|                 | ⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 | 統廃合・連携ができない | 公設での類似事業は、県事業で行っているが1か所のみであるため、サービスが追いついていない状況であり統廃合はこれ以上できない。                | 適切   | 内部評価を認める<br>寄り添った自立支援を行うには、発達・成長過程に対応した指導・助言が必要であり他に統廃合はできない。                             |
| 効率性<br>評価       | ⑦ 事業費の削減余地         | 削減余地がない     | 本事業の経費は、NPO法人への委託料と家庭支援員の人件費であることから、これ以上縮減できない。                               | 適切   | 内部評価を認める<br>若者が地域の中で、心豊かに成長できるようにするためには、事業費の削減ではなく増加を希望する。                                |
|                 | ⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 | 削減余地がない     | 不登校児童生徒は増加傾向にあるため、削減の余地がない。   | 適切   | 内部評価を認める<br>若者が地域の中で、心豊かに成長できるようにするためには、人件費の削減ではなく増加を希望する。                                |
| 公平性<br>評価       | ⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地  | 公平・公正である    | 学校や関係機関からつながれた、児童生徒等を対象に相談や居場所につなぎ、支援を行っており公平である。                             | 適切   | 内部評価を認める<br>公平・公正に児童生徒の総合的な支援が行われており問題解決につながっている。   |
| 今後の<br>方向性      | 改革改善の内容と効果見込み      | 現状維持        | 今後も事業を継続していく事が重要となり、現在公用車1台使用しているが支援を充実するため、次年度さらに1台必要である。                    | 適切   | 内部評価を認める<br>様々な支援を行っているため、1台の車で市内の登校支援を行うのは厳しい。人員も公用車も増やし、住みよいうるま市、子育てしやすいうるま市になるよう期待したい。 |

#### 4 うるま市教育委員会事務点検・評価報告一覧（令和4年度事業対象）

事業名：教育相談事業

担当部署名：学校教育部 教育支援センター

##### 事業概要

|      |        |  |
|------|--------|--|
| 目的   | 対象     | 登校しづりや不登校、対人関係など教育上の問題や悩みをもつ幼児・児童生徒、保護者、教師   |
|      | 意図(成果) | 相談できる場所があることにより、相談者（幼児・児童生徒・保護者）が継続して支援を受けることができ、問題行動等の改善や安心して子育てができる。教師は、幼児・児童生徒理解を高めることができる。 |
| 活動内容 |        | 与勝・具志川地区相談室、石川地区相談室へ教育相談員を配置し、不登校などの悩みを持つ本人、保護者の支援を行った。  |

##### 評価

| 区分              | 評価基準               | 内部評価        | 説明欄   | 外部評価 | 説明欄   |
|-----------------|--------------------|-------------|---|------|---|
| 目的<br>妥当性<br>評価 | ① 政策体系との整合性        | 結びついている     | 不登校児童生徒の解消は市の施策であり、教育相談事業は市の施策（5-1 生きる力を育む学校教育の充実）に結び付く。                                      | 適切   | 内部評価を認める<br>施策（5-1 生きる力を育む学校教育の充実）に基づく事業と考える。今後とも関係団体と連携を取り進学率向上や就業支援を行い青少年健全育成に寄与していただきたい。                                 |
|                 | ② 対象・意図の妥当性        | 妥当である       | 不登校児童生徒は増加傾向にあり、引き続き相談員を配置し支援することは必要であり対象意図共に妥当である。   | 適切   | 内部評価を認める<br>増加傾向にある登校しづり・不登校等の児童生徒の減少に努める為には、学校・保護者・相談員・関係機関と連携しながら行う事業である。   |
|                 | ③ 行政関与の妥当性         | 妥当である       | 義務教育期間中である児童生徒、保護者、教師を対象としている。学校との連携も必要不可欠であることから市が行う事業として妥当である。                              | 適切   | 内部評価を認める<br>家庭内でも行き場所の無い児童生徒が多い中、問題解決を行うためには今後とも行政主導が望ましいと考える。郷土に誇りを持ち未来を切り拓く人づくりは、学校と連携しながら行政が行う必要がある。                     |
| 有効性<br>評価       | ④ 目的の達成度           | 達成している      | 課題解決割合は概ね満たしている。  | 適切   | 内部評価を認める<br>本事業により教育相談が継続的に行われており、問題解決に寄与している。適切だと思う反面、抜本的に人数増員等育成の部分で見直しの余地はあるかと考える。                                       |
|                 | ⑤ 廃止・休止の成果への影響     | 影響有         | 無料で利用できる相談室であるため、廃止した場合、児童生徒・保護者、教師の相談先がなくなり、さらに悩みを解決できずに行き場がなくなってしまうことから廃止・休止はできない。          | 適切   | 内部評価を認める<br>昨今の子どもたちが置かれている状況下、相談をする場所の確保は必須である。同時に保護者が抱える問題等に関しては、相談先が分からず放置し、ネグレクトやヤングケアラーへとつながる懸念が生じ、廃止・休止は相当影響が出ると思われる。 |
|                 | ⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 | 統廃合・連携ができない | 公設での類似事業はないため、統廃合はこれ以上できない。   | 適切   | 内部評価を認める<br>登校しづり、不登校等教育上の問題を抱える幼児・児童生徒の多くは、家庭環境が深く関わっている。今後は、福祉部との体制作りが必要だと考える。  |
| 効率性<br>評価       | ⑦ 事業費の削減余地         | 削減余地がない     | 本務の臨床心理士以外の教育相談員は全員会任職員であり、本事業の経費はほぼ会任職員の報酬であることから、縮減できない。                                    | 適切   | 内部評価を認める<br>市全体の不登校児童生徒が増え、相談件数も増加傾向にあるため、事業費の増を願う。   |
|                 | ⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 | 削減余地がない     | 不登校児童生徒は増加傾向にあるため、その対応を行う時間を減らす事は難しい。   | 適切   | 内部評価を認める<br>相談事業をゆとりを持って対応できるように相談員の負担軽減も考え、相談員の配置の充実を願う。   |
| 公平性<br>評価       | ⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地  | 公平・公正である    | 教育上の問題を抱える幼児・児童生徒・保護者・教師を対象としていることから適切である。  | 適切   | 内部評価を認める<br>本事業の性質上、対象者が児童生徒・保護者・幼児・教師であり、公正・公平な事業である。  |
| 今後の<br>方向性      | 改革改善の内容と効果見込み      | 現状維持        | 教育相談件数は増加傾向にあり、そのなかで会計年度任用職員の中途退職もあつたが、どうか相談業務をこなしていった。安定的な運営を可能にするには、スキルを持った教育相談員を増員する必要がある。 | 適切   | 内部評価を認める<br>今後、多様な考え方や生活様式の違いから複雑な課題の相談が予想される。本事業を充実させるために、具志川地区にも活動拠点を設置し、職員の増員、相談員の配置が求められる。                              |

## 4 うるま市教育委員会事務点検・評価報告一覧（令和4年度事業対象）

事業名：石川・第二調理場整備事業

担当部署名：学校教育課 学校給食センター

### 事業概要

|      |  |   |
|------|--|---|
| 目的   | 対象   | 石川学校給食センター、第二調理場、児童生徒、教職員、食物アレルギーのある児童生徒。   |
|      | 意図（成果）   | 石川学校給食センター、第二調理場を統合することにより、学校給食衛生管理基準に適合した施設となる。児童生徒、教職員には安心・安全な学校給食を提供する。また、食物アレルギーのある児童生徒へは、アレルギー対応給食の実施が可能となる。 |
| 活動内容 | ・事業者選定アドバイザー業務委託 ・建設地土地評価業務 ・実施方針の公表 ・要求水準書の作成 |   |

### 評価

| 区分              | 評価基準               | 内部評価       | 説明欄   | 外部評価 | 説明欄  |
|-----------------|--------------------|------------|---|------|--|
| 目的<br>妥当性<br>評価 | ① 政策体系との整合性        | 結びついている    | 現状と課題について、合併前に施設を継続して使用している状況のため、各学校給食センターの提供食数に偏りが生じていることなど、施設配置が課題となっており、その改善に向けた取組は、市の施策（5-2 学校教育施設の充実）に結びつく。  | 適切   | 内部評価を認める<br>学校教育において食の安全確保は必須事項であり、老朽化を伴う本整備事業は、市の施策に結びついている。学校給食衛生管理基準に適合した施設で、アレルギー対応給食が提供できることは、学校教育施設の充実につながる。 |
|                 | ② 対象・意図の妥当性        | 妥当である      | 学校給食法第4条「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。」とあり、対象・意図共に妥当である。   | 適切   | 内部評価を認める<br>安全安心な学校給食を提供するために、老朽化した2つの調理場の整備は妥当である。  |
|                 | ③ 行政関与の妥当性         | 妥当である      | 学校給食法第11条「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。」としている。   | 適切   | 内部評価を認める<br>老朽化した調理場を、給食衛生管理基準に適合した調理場へ整備する本事業は、市の施策に結びついた事業であり、行政関与は妥当である。  |
| 有効性<br>評価       | ④ 目的の達成度           | 達成している     | 現状は整備するための準備を始めたところである。令和8年度には学校給食衛生管理基準に適合した施設になり、安全安心な給食の提供ができる。また、アレルギー対応給食の実施が可能となる。なお、課題である各学校給食センターの提供食数に偏りの改善につながる。  | 適切   | 内部評価を認める<br>学校給食衛生管理基準に適合した施設となるよう、令和8年の完成に向けて準備を進めており、今年度の目標を達成している。  |
|                 | ⑤ 廃止・休止の成果への影響     | 影響有        | 事務事業を廃止・休止した場合に、学校給食衛生管理基準に適合した施設整備ができなくなる。また、老朽化が進むことで給食施設の使用不可となり安全安心な給食の提供が懸念される。  | 適切   | 内部評価を認める<br>老朽化が進む施設改善の廃止・休止は、学校給食衛生管理基準に適合した施設整備の観点から多大なる影響が生じる。  |
|                 | ⑥ 類似事業との統合・連携の可能性  | 統合・連携ができない | 安定的な学校給食を提供するために、学校給食センター基本計画の見直しを図り、老朽化している施設については、PFI手法等を活用し実施する必要がある。  | 適切   | 内部評価を認める<br>統合される給食センターの運営方法を検討して、民間の力を借りて行う。安全安心な学校給食の提供できる事業である。   |
| 効率性<br>評価       | ⑦ 事業費の削減余地         | 削減余地がない    | 安定的に学校給食を提供するため、民間事業者のノウハウ発揮により施設整備、維持管理、調理等業務（運営）を含め、PFI事業とし事業を執行することで、最大限のコスト削減が図れ、これ以上の削減余地はない。  | 適切   | 内部評価を認める<br>PFI事業を執行し、コスト削減が図られている。安全性を保ちながら、最大限のコスト削減を意識した事業展開である。  |
|                 | ⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 | 削減余地がない    | 学校給食を安定的に提供するため、PFI（BTO）方式がある。PFI法に基づき、資金調達、施設設計・建設・維持管理・運営を民間事業者が一括して事業を実施することで、民間事業者のノウハウ発揮により従来型事業と比較して適切なサービス提供・財政支出の平準化・全体コスト削減ができるこの取組を推進するため、これ以上の削減余地はない。                               | 適切   | 内部評価を認める<br>人件費のコスト削減を検討してPFI事業を推進している。  |
| 公平性<br>評価       | ⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地  | 公平・公正である   | 学校給食法第11条第2項「学校給食を受ける児童又は生徒の食料費については、学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。」とあり公平・公正である。  | 適切   | 内部評価を認める<br>学校給食運営は食料費においては学校給食法第11条第2項に基づき、保護者負担（給食費）となるため、公正・公平に執行している。  |
| 今後の<br>方向性      | 改革改善の内容と効果見込み      | 現状維持       | 学校給食施設の整備運営はPFI事業として、PFI法に基づき、資金調達、施設設計・建設・維持管理・運営を民間事業者が一括して事業を実施することで、民間事業者のノウハウ発揮により従来型事業と比較して適切なサービス提供・財政支出の平準化・全体コスト削減が期待できる。また、旧施設ではアレルギー対応施設でなかったため、新たな施設でのアレルギー除去食の対応が期待され、効果は大いに期待できる。 | 適切   | 内部評価を認める<br>石川・第二調理場を整備することで、受配校数の平準化、アレルギー対応により、子どもたちへの安全・安心な食事提供が出来るようになる。またPFI事業として期待できるサービス提供に努めてほしい。          |



報告第20号

放棄した債権の報告について（生活保護費返還金）

うるま市債権管理条例（平成25年うるま市条例第20号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人



報告第21号

放棄した債権の報告について（児童手当返還金）

うるま市債権管理条例（平成25年うるま市条例第20号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

様式第13号（第12条関係）

債権放棄報告書

（担当部課名） こども未来部 こども家庭課

| 番号   | 債権名     | 放棄額計(円) | 内訳      |     | 債権放棄年月日   | 放棄根拠                     | 備考 |
|------|---------|---------|---------|-----|-----------|--------------------------|----|
|      |         |         | 児童手当(円) | (円) |           |                          |    |
| 1    | 児童手当返還金 | 35,000  | 35,000  | -   | 令和5年3月31日 | うるま市債権管理条例第13条<br>第1項第4号 | 2件 |
|      |         |         |         |     |           |                          |    |
|      |         |         |         |     |           |                          |    |
| 合計金額 |         | 35,000  | 35,000  | -   |           |                          |    |

報告第22号

放棄した債権の報告について（児童扶養手当返還金）

うるま市債権管理条例（平成25年うるま市条例第20号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

様式第13号 (第12条関係)

債権放棄報告書

(担当部課名) こども未来部 こども家庭課

| 番号   | 債権名           | 放棄額計(円)   | 内訳        |     | 債権放棄年月日   | 放棄根拠                     | 備考 |
|------|---------------|-----------|-----------|-----|-----------|--------------------------|----|
|      |               |           | 児童扶養手当(円) | (円) |           |                          |    |
| 1    | 児童扶養手当<br>返還金 | 1,613,370 | 1,613,370 | -   | 令和5年3月31日 | うるま市債権管理条例<br>第13条第1項第4号 | 5件 |
|      |               |           |           |     |           |                          |    |
|      |               |           |           |     |           |                          |    |
| 合計金額 |               | 1,613,370 | 1,613,370 | -   |           |                          |    |

報告第23号

放棄した債権の報告について（幼稚園保育料等）

うるま市債権管理条例（平成25年うるま市条例第20号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人





報告第24号

放棄した債権の報告について（芸術振興施設使用料）

うるま市債権管理条例（平成25年うるま市条例第20号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

